

(第 30 回年金記録回復委員会資料)

**厚生年金基金と国の記録突合せ
～課題に対する対応方針と今後の進め方（案）～**

平成 23 年 11 月 8 日

1. 種別相違事案（代行部分の二重給付、不支給）への対応

- 種別相違事案の給付に関する基本的な方針については、10 月 4 日の年金記録回復委員会です承済み。
- 今後は、受給者等への呼びかけ案、返納方法等について検討し、11 月から 12 月を目途に日本年金機構における事務処理要領を改正する予定。
- また、不一致事例に関する調査（現在実施中）結果及びこれを踏まえた再発防止策について報告予定。

2. 基金側における突き合わせ作業の促進について

- 今後は、11 月中を目途に大臣指示書を踏まえた作業スケジュールについて再周知を図るとともに、9 月に実施したサンプル調査の結果も踏まえ、全基金を対象に突き合わせ作業の進捗状況調査を行い、進捗の遅れている基金を中心に、年度内にヒアリング等を行い、作業の促進を図る。

3. 国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案への対応

- 記録を探す作業を効率的に行うため、当該事案の主な原因を分析するためのサンプル調査を実施する（年内目途）。
- 上記の調査と併行して、年金局と日本年金機構との間で、基金（連合会）と日本年金機構のそれぞれにおける作業分担について整理を行う（年内目途）。

4. 代行返上に係る記録の再整理について

- 別添「代行返上に係る記録の再整理について（案）」のとおり